② 盗難等の防止のための措置
（例）カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施
（例）記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施
③ 不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定
（例）スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応

6－2－1を次のように改める。

6－2－1 利用・加工段階における取扱規程に関する組織的安全管理措置は、次に掲げる事項を含まなければならない。
① 利用・加工に関する取扱者の役割・責任
② 利用・加工に関する取扱者の限定
③ 利用・加工の対象となる個人データの限定
④ 利用・加工時の照合及び確認手続き
⑤ 利用・加工の規程外作業に関する申請及び承認手続き
⑥ 機器・記録媒体等の管理手続き
⑦ 個人データへのアクセス制御
⑧ 個人データの管理区域外への持ち出しに関する上乗せ措置
⑨ 利用・加工状況の記録及び分析
㊟ 金融分野における個人情報取扱事業者は、利用・加工段階における取扱規程について、「個人データへのアクセス制御」として、次に掲げる事項を定めることが望ましい。
① 入館（室）者による不正行為の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施
（例）入退館（室）の記録の保存
② 盗難等の防止のための措置
（例）カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施
（例）記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施
③ 不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定
（例）スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応

6－3－1を次のように改める。

6－3－1 保管・保存段階における取扱規程に関する組織的安全管理措置は、次に掲げる事項を含まなければならない。
① 保管・保存に関する取扱者の役割・責任
② 保管・保存に関する取扱者の限定
③ 保管・保存の対象となる個人データの限定
④ 保管・保存の規程外作業に関する申請及び承認手続き
⑤ 機器・記録媒体等の管理手続き
⑥ 個人データへのアクセス制御
⑦ 保管・保存状況の記録及び分析
⑧ 保管・保存に関する障害発生時の対応・復旧手続き
㊟ 金融分野における個人情報取扱事業者は、保管・保存段階における取扱規程について、「個人データへのアクセス制御」として、次に掲げる事項を定めることが望ましい。
① 入館（室）者による不正行為の防止のための、業務実施場所及び情報システム等の設置場所の入退館（室）管理の実施
（例）入退館（室）の記録の保存
② 盗難等の防止のための措置
（例）カメラによる撮影や作業への立会い等による記録又はモニタリングの実施
（例）記録機能を持つ媒体の持込み・持出し禁止又は検査の実施
③ 不正な操作を防ぐための、個人データを取り扱う端末に付与する機能の、業務上の必要性に基づく限定
（例）スマートフォン、パソコン等の記録機能を有する機器の接続の制限及び機器の更新への対応

○総務省告示第二百三十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十七年七月二日　　総務大臣　山本　早苗

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 千葉県千葉市緑区小食土町1169―16　(149.90) (2) 千葉県千葉市若葉区中野町666　(106.40)	北緯35度31分11秒東経140度16分23秒の地点と北緯35度34分55秒東経140度16分02秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1) 千葉県千葉市緑区小食土町1169―16　(154.30) (2) 千葉県市原市潤井戸字三夜塚1968―2　(84.30)	北緯35度31分11秒東経140度16分23秒の地点と北緯35度30分43秒東経140度12分12秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度30分42秒東経140度12分03秒の地点と北緯35度30分36秒東経140度11分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1) 群馬県前橋市下沖町138―2　(198.20) (2) 群馬県前橋市柏倉町1025―1　(355.20)	北緯36度23分56秒東経139度05分35秒の地点と北緯36度27分10秒東経139度09分49秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1) 群馬県前橋市下沖町138―2　(173.80) (2) 群馬県前橋市野中町450―1　(130.10)	北緯36度23分56秒東経139度05分35秒の地点と北緯36度22分35秒東経139度06分46秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1) 群馬県前橋市下沖町138―2　(177.20) (2) 群馬県前橋市富士見町米野字丸山837―11　(250.10)	北緯36度23分56秒東経139度05分35秒の地点と北緯36度27分19秒東経139度03分33秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域